

装技計第12558号
令和6年7月9日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部署長
施設等機関の長

殿

技術戦略部長
(公印省略)

防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（RFT）及び情報提供依頼（RFI）の実施要領について（通知）

標記について、装備品等の研究開発の実施要領について（装技計第12383号。令和6年7月5日）別紙の第10の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（RFT）及び情報提供依頼（RFI）の実施要領について（装技計第13431号。令和5年7月31日）は廃止する。

添付書類：1 別紙
2 研究開発事業における情報提供依頼（RFI） 解説書

防衛装備庁の装備品等の研究開発における情報提供企業の募集（R F T）及び情報提供依頼（R F I）の実施要領

1 趣旨

今後計画している研究開発事業について、構想段階から広く将来の装備品等の研究開発への参入意思を問うなど、潜在的な競合事業者の存在を把握するとともに、広範囲にわたる研究開発事業の情報提供を募るなど公正性と情報収集範囲の拡大とを両立可能とする仕組みである情報提供企業の募集（R F T）及び情報提供依頼（R F I）の実施するため、必要な要領について定めるものである。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) R F T Request For Tender の略。R F I（Request For Information）に先立ち、情報提供する意思のある企業を募集する文書のことをいう。
- (2) R F I Request For Information の略。装備品等の研究開発を実施する上で、試作事業等を具現化するために必要な情報を得るために、企業に情報提供を依頼する文書のことをいう。

3 対象とする事業

対象とする事業は、次年度以降予算概算要求を予定している装備品等の研究開発のうち、企業からの情報収集を必要とするものを基本とする。ただし、秘匿性の高い事業や他の事業に影響を及ぼすと判断（装備庁要求事業にあつては技術戦略部技術計画官（以下「技術計画官」という。）が、各自衛隊等要求事業にあつてはプロジェクト管理部事業監理官（以下「事業監理官」という。）が判断するものとする。）する場合は、この限りではない。

4 情報収集の手順

R F T及びR F Iを用いた情報収集は、以下の各号に掲げる手順を基本とする。

- (1) 担当する長官官房装備開発官付開発室及び研究所研究室（以下「担当室」という。）は、別記様式第1で示す項目を参考にR F Tの原案を作成するとともに、別記様式第2で示す項目を参考にR F Iの原案を関係機関と調整の上、作成し、装備庁要求事業にあつては技術計画官に、各自衛隊等要求事業にあつては事業監理官に送付する。
- (2) 前号により送付された原案に関し、R F Tについては目的の適正性、情報提供企業の要件の公正性、対外的な影響等を、R F Iについては事業内容との整合性、情報提供要求内容の公正性、秘匿情報の有無等を別記様式第3に定める調整会議において審議し、了承を得た上で、R F T及びR F Iを決定する。
- (3) 技術計画官又は事業監理官は審議の結果を反映したR F Tについて、防衛装備庁のホームページへの掲載を依頼し、公告を行う。

なお、R F Tの掲載期間については、掲載後10日以上とする。ただし、緊急を要する場合には、5日間まで短縮することができる。また、R F T掲載期間中の問合せについては、装備庁要求事業にあつては技術計画官が、各自衛隊等要求事業にあつては事業監理官が処理するものとする。

- (4) 担当室は、R F I に適切な取扱区分（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第 4 6 0 8 号。1 9 . 4 . 2 7）第 1 第 2 項各号に掲げる取扱い上の注意を要する文書等の種類等による区分をいう。第 7 号において同じ。）を設定して管理し、少なくとも概算要求年度までは必ず保存する。
- (5) R F T に定められた期限内に、情報提供の意思のある企業から別記様式第 4 に示す「情報提供意思表明書」の提出を受けた場合は、装備庁要求事業にあっては技術計画官にて、各自衛隊等要求事業にあっては事業監理官にて受領後、保存するとともに、担当室に写しを送付する。担当室は、情報提供意思表明書を提出した企業に対して、別記様式第 5 に示す「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」の提出を求め、担当室にて受領後、保存する。
- (6) 担当室は、「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」を提出した企業に対し、R F I に関して官が提供、開示する情報の取扱い等に関して説明後、当該企業に対し、R F I を交付し、内容について説明を行う。R F I の交付の方法は電子メール（防衛省中央 O A ネットワーク・システム運用管理要綱について（防整情第 3 2 1 4 号。令和 4 年 3 月 2 日）別冊第 1 第 2 項第 4 号に規定する部外系の電子メールをいい、第 3 第 2 項に規定する情報の範囲に限る。）、書留（郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する書留をいう。）とした第 1 種郵便物（同法第 2 0 条第 1 項に規定する第 1 種郵便物をいう。）、手交その他の適当な方法により行うものとする。
- (7) 担当室は、企業より R F I による情報提供を受けた場合は、提供情報を受領後、保存する。
- なお、提供情報は試作事業を概定するために必要な基礎資料であるため、取扱区分を「部内限り」以上とし、少なくとも概算要求年度までは必ず保存する。また、企業側が使用の制限を希望する情報については、当該箇所について、企業側と相互に確認するものとする。
- (8) 担当室は、R F I により得られた情報を装備品等の研究開発の実施要領について（装技計第 1 2 3 8 3 号。令和 6 年 7 月 5 日）別紙の第 7 第 1 1 項の規定に基づき設置された研究開発グループのメンバー等の協力を得て分析を行い、研究開発事業計画の立案、概算要求及び仕様書等を作成するものとする。
- なお、R F I により得られた情報のうち重要と考えられるものについては、基盤研究に係る内容と合わせ技術管理報告により報告を行う。

5 留意事項

- (1) 企業等との接触については、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第 8 3 0 3 号。1 9 . 8 . 3 0）による。
- なお、企業との接触に関しては、企業ごと個別に対応するものとする。
- (2) R F T 及び R F I については、秘密等（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 2 9 年法律第 1 6 6 号）第 3 条第 1 項に規定する特別防衛秘密及び秘密保全に関する訓令（平成 1 9 年防衛省訓令第 3 6 号）第 2 条第 1 項に規定する秘密をいう。）は記載してはならない。
- (3) R F I により得られた情報は、研究開発事業の立案の検討に使用するものとし、他の目的で使用する場合は、提案企業の許可を得なければならない。

- (4) 企業より R F I による情報提供を受けるまでの間、企業からの質問に対する回答は文書によるものとし、その質問及び回答の内容は情報提供意思表示書を提出した全ての企業と共有しなければならない。
- (5) 情報提供意思表示書を提出した企業が R F I による情報提供を行う前に辞退する旨を申し出た場合は、辞退書（書式自由）の提出及び R F I の返却又は消去を当該企業に対して求めるものとする。
- (6) 技術計画官、事業監理官及び担当室は、企業から提出される「情報提供意思表示書」及び「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」が真正であることを確認するための措置を講じるものとする。

情報提供企業の募集

防衛装備庁は、〇〇〇システムに関して、その取得方法を検討するに当たり、以下のとおり、情報提供する意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和 年 月 日
防 衛 装 備 庁

記

1 募集の目的

2 情報提供企業の要件

3 情報提供に係る意思の確認

情報提供する意思のある企業は、令和〇〇年〇月〇日（〇）〇〇〇までに、情報提供意思表明書（別添）に前項の要件を確認できる書類を添付の上、第 6 項に示す担当窓口へ提出してください。また、提出する場合は、前日までに電子メールでその旨を同担当窓口へ連絡してください。

4 今後の進め方

本提案に応じた企業のうち、別途提示する情報提供依頼書等の保全に関する誓約書を提出後、第 2 項の要件を確認した者との間で意見交換を行い、その後、情報提供依頼を行います。

なお、本提案への協力により、将来における本システムに関連する何らかの事業の実施を約束するものではありません。

5 その他

- (1) 本情報提供に関して使用する言語は日本語とする。
- (2) 貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記（様式任意）することにより、貴社の許可なく開示することはありません。

6 担当窓口

防衛装備庁 技術戦略部 技術計画官／プロジェクト管理部 事業監理官（〇〇担当）

住所：〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話：03-3268-3111（内線）〇〇〇〇〇

電子メールアドレス：〇〇@〇〇〇〇〇.mod.go.jp

R F I に記載する項目例

1. 情報提供依頼の目的
 1. 1 用語及び定義
2. 事業の基本方針及び構想
 2. 1 事業の基本方針
 2. 2 構想
 2. 3 参考とすべき機能・性能
3. 情報提供依頼事項
 3. 1 システム検討
 3. 2 解明すべき技術課題の抽出と解明方法
 3. 3 事業全体のプロセスの検討及び想定されるリスクの分析・評価
 3. 4 事業全体の試験評価構想の検討
 3. 4. 1 試験評価項目及び試験実施要領
 3. 4. 2 官主体で実施が必要と考える試験及びその理由
 3. 5 概算経費の検討
 3. 5. 1 試作品費及び開発総経費の試算
 3. 5. 1. 1 試験を民で全て実施する場合及び官民で分担して実施する場合の試算
 3. 5. 1. 2 官民の試験分担とスケジュール及び経費の感度分析
 3. 5. 2 見積り量産単価及びライフサイクルコストの試算
 3. 6 その他の取得方法
4. 情報提供要領
 4. 1 様式
 4. 2 提出期限
 4. 3 提出方法
 4. 4 提出先
 4. 5 質疑応答
 4. 6 情報保全
 4. 7 その他

調整会議設置要領

1 調整会議

- (1) 調整会議（以下「会議」という。）は、次の委員をもって構成する。
なお、会議は審議対象の事業に関連しない委員の出席を必ずしも要しないものとする。
長官官房会計官、長官官房装備開発官、プロジェクト管理部事業計画官、プロジェクト管理部事業監理官、プロジェクト管理部装備技術官、技術戦略部技術戦略課長、技術戦略部技術計画官、技術戦略部技術振興官、各研究所の研究企画官
- (2) 議長は、装備庁要求事業にあつては技術戦略部技術計画官をもって、各自衛隊等要求事業にあつてはプロジェクト管理部事業監理官をもって充て、会議を主宰する。
- (3) 議長は、特に必要があると認めるときは、上記委員以外の者を会議に参加させることができる。
- (4) 説明者は担当室の室長とする。

2 その他

会議の庶務は、装備庁要求事業にあつては技術戦略部技術計画官において、各自衛隊等要求事業にあつてはプロジェクト管理部事業監理官において行う。

防衛装備庁 技術戦略部 技術計画官／プロジェクト管理部 事業監理官(〇〇担当)
御中

情報提供意思表示書

所 在 地
企 業 名
代表者氏名

〇〇について情報提供の意思を表明します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者氏名
- 4 所属部署
- 5 電話番号
- 6 FAX
- 7 電子メールアドレス

情報提供依頼書等の保全に関する誓約書

当社は、情報提供依頼書（令和〇〇年〇月 防衛装備庁長官官房装備開発官（〇〇担当）付第〇開発室）によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第 4608 号。19. 4. 27）第 1 に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。以下「情報提供依頼書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、情報提供依頼書等の保全を確実にし、万が一、情報提供依頼書等の漏えいの事実があった場合には、情報提供依頼書等の取扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに情報提供依頼書等の全てを防衛装備庁長官官房装備開発官（〇〇担当）付第〇開発室（以下「〇開〇室」という。）に返却します。また、電子メールで受領した情報提供依頼書等の全てを確実に消去します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ情報提供依頼書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に情報提供依頼書等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社は情報提供依頼書等の取扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて情報提供依頼書等を供覧しません。
- 6 当社は、情報提供依頼書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、情報提供依頼書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に〇開〇室に提出します。
- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は情報提供依頼書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により情報提供依頼書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛装備庁が必要性を認めたとき、当社は情報提供依頼書の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、情報提供依頼書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに〇開〇室へ報告します。

令和 年 月 日

防衛装備庁

長官官房 装備開発官（〇〇担当） 御中

所在地
企業名
代表者氏名

研究開発事業における情報提供依頼（R F I） 解説書

まえがき

情報提供企業の募集（R F T）／情報提供依頼（R F I）は、研究開発に係る将来の事業計画案を検討するに際し、公平性及び透明性を確保しつつ、民から事業に関する情報及び技術的実現性やリスク等について収集を行うものである。

ここで記載しているR F Iの項目は、開発事業に係る「標準的な」R F Iの項目となっている。事業によってR F Iに追加すべき項目がある場合又はここに記載されているR F Iの項目が不要な場合は、事業ごとに追加又は削除されたい。研究試作事業に係るR F Iの項目については、本解説書を参考に、各開発室及び研究室で作成されたい。

R F Iの目的は、装備品等研究開発見積り、概算要求書、年度業務計画及び試作仕様書の作成の資とすることである。本解説書では、情報収集資料として効果的と思われるものを例として、概要図等を掲載しているが、これらはいくまで、解説の理解を深めるために参考として掲載しているものであり、同様の資料を取得することを強制しているものではない。

なお、民から情報提供された資料で不明な点や、更に検討してもらいたい項目等があれば、再度、質問することが可能である。ただし、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（防経装第8303号。27.10.1）、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領の細部事項について（装管調第89号。27.10.1）、防衛装備庁全職員のコンプライアンス遵守に関する意識の徹底等について（装官監第1050号。27.10.16）及び防衛装備庁の職員が職務上、防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触した場合における記録の作成について（装官総第14959号。29.11.7）に則り、公平性及び透明性を確保する必要がある。

1 情報提供依頼の目的

R F Iの目的をここで提示するとともに、次の一文を必ず記載すること。『なお、本件はいくまでも情報収集の一環であり、この資料をもって、将来の新たな事業開始の決定又は契約業者を選定するための手続に一切の影響を与えるものではありません。』

1. 1 用語及び定義

R F Iにおいて使用される主な用語及び定義を表に示す。

表 用語の意味

番号	用語	意味
1	W B S	Work Breakdown Structure の略。事業を実施する上で必要な作業の全範囲を階層的に細分化したものをいう。
2	ガントチャート	横軸に時間、縦軸に計画の構成要素を配置し、帯の長短によって作業の進捗・計画を表した表をいう。
3	クリティカルパス	事業全体に重大な影響を及ぼす可能性のある作業またはプロセスをいう。
4	システム設計	システムの構想や任務、特性等を考慮しつつ、要求された機能・性能等を実現するために、システムにおける主要構成品ごとの機能・性能等を解析し、明確にすることをいう。
5	基本設計	システム設計に基づき、主要構成品ごとの細部設計に必要な細部要求機能・性能等を明確にすることをいう。
6	細部設計	基本設計に基づき、主要構成品ごとに関する細部の設計（機能・性能の設定、製造図面の作成等）を行うことをいう。
7	関連試験	設計データの取得等を行い、設計に反映するための試験をいう。
8	設計検証試験	細部設計に基づき製造された供試品に対して、設計に要求された機能・性能等を満たしていることを検証するまで実施する試験をいう。
9	製品試験	納入予定の試作品に対して、主に構造・形状・寸法・質量、機能及び性能に関して適合していることを保証し、性能確認試験に供し得ることを確認するための試験をいう。
10	性能確認試験	試作における成果物である試作品の性能について設計に適合するか否かを官が評価するために行う試験をいう。
11	量産単価	装備品等の研究開発後の量産を想定した装備品等の単価をいう。
12	ライフサイクルコスト（L C C）	装備品等のライフサイクルを通じてそれらの取得を行うのに必要な経費であって、ライフサイクルの各段階について算定される経費の総額をいう。

2 事業の基本方針及び構想

民が情報提供するにあたっては、必要となる前提条件を官が提示するものとするが、秘に該当する機能・性能等の内容は提示しないものとする。したがって、装備数量が提示できない場合などは、数量を一定の幅で示して、量産単価の試算をしてもらうなど、工夫が必要である。

なお、R F I による民からの情報提供資料は、文書としての取扱区分を「部内限

り」以上とする。

2. 1 事業の基本方針

官は、当該研究開発事業の必要性、目的等について記載する。

2. 2 構想

官は、可能な限り、運用構想、装備構想、想定している開発期間等を記載する。

2. 3 参考とすべき機能・性能

官は、目標とすべき機能・性能を記載する。この際、民より様々な観点から情報提供を受けられるように記載に配慮されたい。ただし、秘が推定されないように留意すること。例えば、耐弾性能が秘に該当する場合、「耐弾性を有すること」等と機能として記載し、耐弾性能について民から幅広い情報提供を受けるようにされたい。

3 情報提供依頼事項

官が提供した前提条件を踏まえ、官が民に情報提供してもらいたい情報を記載する。

3. 1 システム検討

官は民に、2. 2 項の運用構想を踏まえた装備品等全体システム構想案を提示すること依頼する。

3. 2 解明すべき技術課題の抽出と解明方法

官は民に、3. 1 項で提示されたシステム構成案を実現する上で確認すべき技術課題を抽出すること及びその解明方法を示すことを依頼する。

3. 3 事業全体のプロセスの検討及び想定されるリスクの分析・評価

官は民に、3. 1 項で提示されたシステム構成案を実現するために必要な開発事業全体のプロセス（システム設計、基本設計、細部設計、関連試験、製造、設計検証試験、製品試験、性能確認試験等）の流れについて、WBSに示す作業内容によりガントチャートで示すこと及びスケジュールリスク、技術的リスク等の事業を遂行する上で潜在しているリスクを分析することを依頼する。

開発事業全体のプロセスの流れをWBSに示す作業内容によりガントチャートで示す記載例を、民が提示するイメージとして次に示す。民は、事業計画全体のプロセス（官の実施する性能確認試験を含む）の流れをWBSに示す作業内容によるガントチャートで示すとともに、リスク分析を行い、事業に与える影響度（リスクランク）を分析する。ここでは、クリティカルパスがどこに存在するのかを分析（赤線がクリティカルパス）するとともに、各WBS項目の経費を計上し、そのを示している。事業計画立案段階では、民から、概算要求に必要となる積算経費の情報を提供してもらう必要があるため、この時点における各WBS項目のレベルは、各種設計（システム設計、基本設計及び細部設計）及びそれに付随する関連試験、各ハードウェアベースの製造、設計検証試験、製品試験及び性能確認試験の項目程度のレベルでの構成を想定している。

ただし、概算要求資料作成段階におけるケーススタディ等により、民が提示する

WBS項目		マイルストーン		提案する工程				経費試算						
				システム設計・開発試験		細部設計・開発試験		完成審査・納入		直接経費				算定根拠 (現有装備品等の 開発事業との 規模比)
				工事計画	基本設計・開発試験					材料費	加工費	設計費	検査費	
システム設計														
開発試験	・〇〇基礎試験	■												
	・〇〇環境試験	■												
基本設計														
開発試験	・〇〇燃焼基礎試験	■												
	・〇〇環境試験	■												
細部設計														
製品の製作	・〇〇部	■		■		■								
	・〇〇部	■		■		■								
	・〇〇レーダ	■		■		■								
	・〇〇送信試験	■		■		■								
	・〇〇試験	■		■		■								
専用試験装置														
設計検証試験		■		■		■								
製品試験(システム全体)		■		■		■								
完成検査・納入		■		■		■								
技術試験		■		■		■								

民が提示する開発事業全体のプロセスに係るリスク分析については、同じリスク項目であっても、各社でリスクランク（リスク影響度×発生確率）がばらついたり、リスク項目自体が異なったりする可能性がある。そこで、官は当該事業のリスク項目及びリスクランクを設定し、かかるリスク低減に伴う経費を計上するため、RFIへの回答後、必要に応じて各社から再度ヒアリングを行い、当該事業におけるリスク分析を行ったうえで、必要な経費を積算していき、概算要求に向けた担当官見積りを立案することとなる。

民が提供する情報は必ずしも技術的根拠のある正確な内容だけとは限らないため、官はその情報提供内容の妥当性を精査する必要がある。計画担当者は、事業着手前から、基盤研究等によって、技術動向調査等の有償の調査研究を実施し、技術トレンド、企業の有する技術力等を把握した上で、企業からの情報提供を受けるようにする。

3. 4 事業全体の試験評価構想の検討

官は民に、事業全体の試験評価構想（関連試験、設計検証試験、製品試験等）の提示を依頼するとともに、試験評価構想のうち、民が実施する試験の試験評価項目、

試験実施要領等、試験計画案を複数案提示するよう依頼する。また、その試験実施に際して、制約事項（海面使用や電波実験局の申請等）についても提示を依頼する。併せて、官が主体となって実施する必要があると民が考える試験評価項目についても情報提供を依頼する。

仕様書作成の際に製品試験実施要領を規定するため、民に製品試験で実施する試験評価項目範囲を情報提供してもらうことも重要である。官は実施のリスクが高いと考えられる試験評価項目について、性能確認試験で実施していく。

※ 戦闘機を用いた飛行試験、誘導弾の発射試験、戦闘車両の走行間射撃試験など、多くの部隊支援が必要な大規模で危険を伴う試験。

3. 4. 1 試験評価項目及び試験実施要領

官は民に、3. 2項で提示される技術課題解明プロセスの中に記載される各種試験について、どの時点で何を評価するのか俯瞰的に可視化した、事業全体の試験評価項目の情報提供を依頼する。これらのケースは、3. 5項の経費及びスケジュールの検討（官民の試験分担とスケジュール及び経費の感度分析を含む。）の元となる。また、民が試作研究請負契約で実施する試験評価項目のみならず、官が主体となって試験をすることが必要であると民が考える試験評価項目についても情報提供を依頼する。

項目			試作研究請負契約で民が実施する試験ケース							
			ケース 1		ケース 2		ケース 3		ケース 4	
			検証	基準値	検証	基準値	検証	基準値	検証	基準値
△△性能	性能	▼▼性能	○		◎	80	◎	100	◎	100
		▲▼性能	○		◎	100	◎	100	◎	100
		▲▼性能	○		◎	100	◎	100	◎	100
		▼▼性能	◎	50	◎	100	◎	100	◎	100
		…	◎	50	◎	100	◎	100	◎	100
		▼▼性能	◎	50	◎	100	◎	100	◎	100
△△性能	▲▲性能	○		○		◎	80	◎	100	
性能	▲▲性能	○		○		◎	80	◎	100	
△△性能	▲▲性能	○		◎	50	◎	80	◎	100	
性能	…	○		○		○		◎	100	
△△性能			○		○		○		◎	100
…			○		◎	50	◎	80	◎	100
システム接続性			○		○		○		◎	100

○：設計による検証

◎：試験による検証

基準値100は、仕様書で要求されている性能値を試験で実証する。

基準値80は、仕様書で要求されている性能値×80%を試験で実証する。

基準値50は、仕様書で要求されている性能値×50%を試験で実証する。

試験評価項目			民 試作研究請負 契約で実施する試験 (設計検証試験 及び製品試験)	官が主体となって試験する必要 があると民が考える試験評価項目					
				◆ ◆ 性 試 験	◆ ◆ 性 試 験	◆ ◆ 性 試 験	◆ ◆ 性 試 験	◆ ◆ 性 試 験	連 接 性 試 験 シ ス テ ム
△△ 性能	▲ 性能	▼▼性能	✓						
		▼▼性能	✓						
		▼▼性能	✓						
		▼▼性能	✓						
		▼▼性能	✓						
		▼▼性能	✓						
		▼▼性能		✓					
△△ 性能	▲▲性能		✓						
	▲▲性能				✓				
△△ 性能	▲▲性能		✓						
	▲▲性能					✓			
△△性能			✓						
△△性能			✓						
△△性能							✓		
△△性能								✓	
システム接続性									✓

3. 4. 2 官主体で実施が必要と考える試験及びその理由

官は民に、事業全体の試験評価構想の検討の中で、官が主体となって試験をすることが必要があると民が考える試験評価項目について、その理由の提示を依頼する。

3. 5 概算経費の検討

3. 5. 1 試作品費及び開発総経費の試算

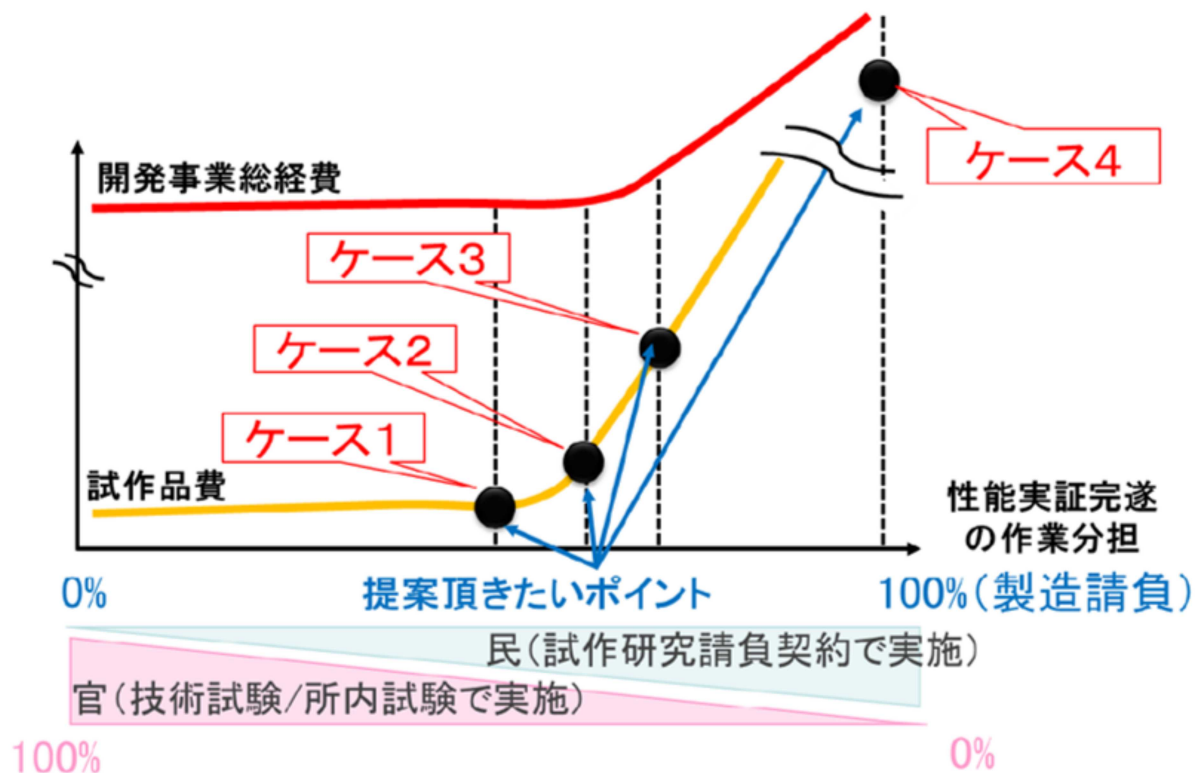
官は民に、3. 3項で示した開発事業全体のプロセスを元に、実施に必要な経費規模の提示を依頼するとともに、3. 4項で示した事業全体の試験評価構想から、民と官で実施する試験分担プランを複数案提示し、それらを実施するために必要なコスト（試作品費及び開発総経費）とスケジュールを試算して提示することを依頼する。

3. 5. 1. 1 試験を民で全て実施する場合及び官民で分担して実施する場合の試算

官は民に、民が負担する試験分担を3. 4項で示した全ケース1について、コストとスケジュールの試算を依頼する。

3. 5. 1. 2 官民の試験分担とスケジュール及び経費の感度分析

官は民に、民で全ての項目について性能確認試験を実施した場合に必要なコスト試算及びスケジュール分析を行うことにより、官が性能確認試験を行う場合の開発総経費のコスト削減効果を定量的に示す資料の提示を依頼する。官民の試験分担の感度分析の例を、民が提示するイメージとして次の図に示す。



3. 5. 2 量産単価及びライフサイクルコストの試算

官は民に、第2項で示した構想（装備数量等）を元に民がライフサイクルコストを試算（ベースラインの提示）し、ベースラインとなるシステム構成案から、機能・性能とライフサイクルコストのトレードオフスタディ検討を実施することを依頼する。試算の際には物価上昇や為替レート等予測困難な変数もあるため、開発において主に使用されている材料の物価上昇等を含めたエラーバー表示を行うなど表記の仕方も考慮するよう依頼する。民が提示するイメージは、例えば、搭載エンジンとライフサイクルコストのトレードオフスタディ検討、防護性能とライフサイクルコストのトレードオフスタディ検討、砲の口径及び車両の有無とライフサイクルコストのトレードオフスタディ検討等、機能・性能とライフサイクルコストの試算を行い、ベースラインとの比較を行うイメージである。

3. 6 その他の取得方法

官は民に、諸外国の類似装備品等の機能・性能の調査を行うとともに、諸外国が有する技術レベルや類似装備品等の機能・性能と比較することを依頼する。

予算要求で、諸外国の類似装備品等についての比較を説明する際、「なぜ諸外国の装備品等を購入しないのか」という問いに対し、主要な機能・性能面で優位性を有していることを説明することが必要であり、そのためには、諸外国の類似装備品等の主要な機能・性能、量産単価、ライフサイクルコスト等の情報をできる限り収集することが必要である。RFIは、無償による民からの情報提供を前提としてい

るため、この項目の情報を取得するのは限定的になる可能性があり、必要であれば、官が自ら出向いて、展示会や海外企業から情報を収集する。

4 情報提供要領

この項目については、研究開発事業の内容とは関係なく、統一的に記載ができる項目であり、記載例を提示する。予算要求等の準備の関係で、早めに一部の情報を入手したい場合は、提出期限を2回以上設定するなど工夫されたい。担当窓口のメールアドレスは個人メールを避け、事前に代表メールアドレスを登録するようにする。質疑応答について、例えば官が企業に対して説明をしている場で企業から質問を受けた場合、その場では回答せず、全企業に対し提示するよう取りまとめて、一括して回答するようにする。

4. 1 様式

回答の作成においては、表題に「情報提供書」と記載するとともに、回答の提出においては、紙媒体（A4版縦資料）にて、2部、書込み禁止としたDVD等に収納した電子データにて、1部を提出するものとする。

4. 2 提出期限

情報提供書は、中間時点及び最終時点で提出するものとし、以下の提出期限とする。また、後日問い合わせる場合があるため、必ず担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス）を提出資料（電子データについては、書込み禁止としたDVD等に収納すること。）に記入するものとする。

（1）情報提供書（中間）

令和○年○月○日（○）○時の提出期限を基準とし、詳細は官と調整する。なお、○項の情報提供依頼事項のうち、少なくとも、○項から○項までは中間時点までに可能な限り検討を進めることとし、それ以降の範囲は検討の方向性について概要を記載するものとする。

（2）情報提供書（最終）

令和○年○月○日（○）○時を提出期限とする。

4. 3 提出方法

情報提供書を提出する際は、郵送等又は手交その他確実な方法により提出する。

4. 4 提出先

担当窓口：防衛装備庁長官官房装備開発官（○○担当）付第○開発室
住所：〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
場所：防衛省D棟○階 装備開発官（○○担当）付第○開発室
電話番号：03-3268-3111（内線）○○○
メールアドレス：○○○@cs.atla.mod.go.jp

4. 5 質疑応答

質問及びその回答は電子メールにて実施することを基準とする。この際、貴社においてRFIに係る質問及びその回答の送受信を官と行う場合に使用するメールアドレスは1つとし、質問は令和○年○月○日（○）○時まで、別に

定める様式にまとめて送付するものとする。なお、受領した質問に対する回答は、令和〇年〇月〇日（〇）〇時を目途に担当者に送付する。電子メールでの質問及びその回答が妥当でない場合は、書面又は書込み禁止としたDVD等に収納した電子データにより官の担当者に手交等するものとする。

企業からの質問及びその回答については、公平性の確保の観点から、企業間の情報格差が生じることを防ぐため、企業の社名が特定されない形式とし、提案の意思を示した全ての企業に対し提示する。

4. 6 情報保全

R F I には、防衛省の保護すべき情報が含まれるため、R F Tの手交時に貴社が担当窓口に提出した「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」の規定に基づく措置を講ずるものとする。

4. 7 その他

- (1) 本R F I は、将来における事業の実施を約束するものではない。
- (2) 貴社が提出した情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とする。
ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的内容及び理由を明記（様式随意）することにより、貴社の許可なく開示することはない。
- (3) R F I への回答は、防衛省内における〇〇〇システムの実現性検討等の目的のみに使用し、貴社の許可なく第三者へ開示することはない。
- (4) R F I の回答及び質問にて使用する言語は日本語とする。
- (5) R F I への回答については、返却しないものとする。
- (6) R F I への回答に要した費用は貴社の負担とする。
- (7) R F I への回答に関し、ヒアリングを実施する。その際、説明及び質問に対する回答者は貴社のプロジェクトマネージャもしくは責任者とする。なお、R F I への回答及びヒアリングの結果は、契約業者を選定するための手続きに一切の影響を与えるものではない。